

議案第 1 号

平成 2 1 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について

平成 2 1 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり提出します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

平成21年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町 1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成21年4月1日（水）から同月3日（金）までとする。ただし、書留郵便（簡易書留とすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによる場合は、同月2日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものにより受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成21年4月8日（水）午前9時から（午前8時30分までに集合すること。）

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語（国語総合、現代文及び古典）、数学（数学・数学A及び数学・数学B）及び英語（英語及び英語）とする。

なお、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。

6 合格者の発表

平成21年4月10日（金）正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

(1) 開示請求ができる期間

平成21年4月10日（金）から1月間

(2) 開示する場所

各募集高等学校

8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は、1年とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

参考資料

1 「県立高等学校専攻科のあり方検討についての申し入れ」への対応

(平成20年6月18日松田議員ほか計8議員連名)

申し入れ	対応
1 専攻科への入学者が一部の高校卒業生に偏らないよう努力すること。	引き続き努力する ▶各学校の進路指導の場面において、専攻科の情報を適切に伝えるなど、引き続き努力する。
2 そのためにも、単に入学試験成績だけではなく、県立の特性を生かして家庭の経済状況等も考慮に入れた選抜試験に改めること。	家庭の経済状況等を選考の資料とすることは、適切ではない ▶原則として、入学試験は全ての受験生に対し公正・公平でなければならない。(就職試験や大学入試等でも、家庭状況や保護者の職業等本人に関するもの以外の条件で選考を行わない取り組みがなされている。)そのため、家庭の経済状況等を選考の資料とすることは、適切ではないと考える。
3 専攻科の入学定員も限られており、東部に於いては閉鎖となることを考えれば、公立私立を問わず、県内予備校へ通学する浪人生に対する奨学金制度を設けられ、経済的理由により進学の手続きを失うことがないようにすること。	奨学金貸与は考えてないが、鳥取県大学等進学資金助成金等の拡充を図る ▶県教育委員会が所管する奨学金制度は、経済的理由で高校、大学等での修学が困難な者に対して、修学資金を貸与し、有為な人材を育成しようとするもの。予備校は大学に入学するための受験勉強(高校教育の復習)をするところであり、奨学金の趣旨から、現時点では予備校生に奨学金を貸与することは考えていない。 しかし、 鳥取県大学等進学資金助成金(借入金額に係る利息相当額を給付する制度)を拡充 専攻科の授業料減免制度の一層の周知を図る。
4 同じ県費を使うにしても、県下の高等学校での教育向上のために、全ての高校に於いて、例えば放課後教育なり土日教育など力をいれ、習熟度の向上を図るなど努力すること。	各高校とも、今後も一層充実 ▶各学校の主体性をもとにした取組を今後一層充実させる。
5 将来の専攻科廃止を念頭に置き、一層の私学予備校の充実に向けた支援を実施すること。	(青少年・文教課の対応)

2 「鳥取東高専攻科の募集を停止する場合の対応策についての要望」への対応

(平成20年7月11日興治議員ほか計4議員連名)

要望	対応
希望する生徒について、東部地区からも通学可能な倉吉東高専攻科での受け入れを可能とするため、必要に応じて同校専攻科の募集定員を増やすことをご検討いただきたい。	定員増は適切でない ▶現在の倉吉東高等学校専攻科の募集定員は、平成17年の県議会の決議を受けて定めたものである。民間に任せることができないものは民間に任せるものとする方針であり、定員増は適切でないと考える。